

第 2 号 議 案

平成28年度京都府収益事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年度京都府収益事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表債務負担行為」による。

平成28年9月12日提出

京 都 府 知 事 山 田 啓 二

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
向日町競輪場開催業務委託費	平成28年度から平成31年度まで	平成29年度から平成31年度における各年度の車券売上収入に100分の3.78を乗じて得た額に相当する額 <small>千円</small>